

道路工事施行承認申請書

聖籠町指令第 号
 新規・変更 (年 月 日)

聖籠町長様

住所 _____

氏名 _____ 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 担当者(連絡先)氏名 _____
 電話 _____

道路法第24条の規定により申請します。

工 事 の 目 的		工 事 の 場 所	路線名 町道 _____ 線
			箇所 北蒲原郡聖籠町 _____ 番地先 _____
工 事 内 容	舗装 m ² 側溝 m	工 事 方 法	(直営・請負)
	管渠 m 盛土 m ³		住所 _____
	切土 m ³ 擁壁 m		氏名 _____
	歩車道ブロック取り外し m		担当者 _____
	その他 () m		電話 _____
		工 期	年 月 日から 年 月 日まで

注 申請者(申請者が法人である場合は、代表者)が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

道路工事施行承認書

聖籠町指令第 号
 年 月 日

上記申請の道路工事の施行について、下記条件を付して承認します。

聖籠町長

1 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 その他の条件

- (1) 検査完了後、工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、承認工事者の負担において施行すること。
- (2) 明らかに乗入口の利用形態により必要になったと認められる乗入口部分の維持修繕は、承認工事者の負担において施行すること。

申請書添付書類（該当数字を○印で囲むこと。）

- | | | | |
|---|------------------------|----|---------------------|
| 1 | 工事場所の位置図 | 8 | 地下埋設物等の図書及び調書 |
| 2 | 工事場所の平面図 | 9 | 隣接の土地の所有者等利害関係人の同意書 |
| 3 | 工事の場所の横断面図、縦断面図及び構造図 | 10 | その他必要な書類 |
| 4 | 構造設計計算書 | | |
| 5 | 事業計画概要図 | | |
| 6 | 施行計画書 | | |
| 7 | 他の官公署の許認可書の写し、又は確認書の写し | | |

注) 変更の場合にあつては1、変更の理由書及び2から10までで変更事項に関するもののみとすることができる。

留意事項

- 1 工事施行前に所轄警察署長に申請し、道路交通法第77条の許可を受けること。
- 2 工事着工前に聖籠町長に届出て施工上の細目について指示をうけてから施工すること。その際、工事前の写真と工事工程表を提出すること。
- 3 工事の施工に当って、一般交通の支障にならないよう充分処理し必要な標識及び保安施設等（夜間は赤又は黄色灯を設けること。また、道路上には工事用資材及び機械器具等を放置、堆積しないこと。
- 4 工事施行により他に損害を与えた場合は、申請者（承認受者）がすべての責任を負い事件を解決して、すべての損害を負担すること。
- 5 工事完了後道路敷地内には、すべての物件を設置したり、放置、堆積しないこと。
- 6 工事が完了したら工事完了写真を付して直ちに届け出て検査を受けること。この場合、出来形が申請書と異なるとき、又は出来形不足その他不都合のあるときは、その指示により手直しをすること。
- 7 当該工事に起因して道路の区域変更が必要となる道路の付替工事等を施行した場合は、工事完了後指示に従い、道路敷地と他の土地との境界にコンクリート杭を設置すること。

付 記

- 1 この処分について不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、聖籠町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。